

松江市手話言語条例(案)の体系

前文

【前文】

- 手話は、独自の文法で構成される言語。ろう者にとって、生活や文化創造のうえで必要な言語として継承されてきたが、「手話が言語である」と広く認識されておらず、ろう者は不便や不安を感じ生活。
- この中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法で、手話は「言語」と明記。市でも「松江市障がいのある人も共に住みよいまちづくり条例」を制定し、手話への理解を含め共生社会の実現に向けた取組みを実施。
- これらにより、障がいや手話への理解は進みつつあるが、手話は「言語」との理解は十分ではなく、手話に触れる機会や学べる場も不十分。更なる取組みが必要。
- 「手話が言語である」という認識と理解、手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することで、障がいにかかわらず、互いに尊重する共生社会の実現を目指す。

1

2

3

4

5

6

7

8

【目的(第1条)】

- 「手話が言語である」との認識を明記。
- 手話の理解、普及等に係る基本理念、市の責務、市民の役割等を明確にし、手話に関する施策を計画的に実施し、共生社会を実現すること。

【定義(第2条)】

- 用語の定義 … ろう者、市民等、事業者

【基本理念(第3条)】

- 障がいの有無にかかわらず、全ての市民等が支え合い、安心して暮らせる共生社会を実現すること。
- 手話は、ろう者にとって重要な言語であり、ろう者が手話により意思疎通を図る権利は、尊重されること。

【市の責務(第4条)】

- 基本理念にのっとり、必要となる施策を総合的かつ計画的に実施。

【施策の実施(第7条)】

- 市は次の施策を実施。
 - (1)手話を学ぶ機会確保、手話に触れる機会の拡大
 - (2)手話により情報を得る機会の拡大
 - (3)手話を使いやすい環境づくり
 - (4)手話通訳者等の養成、確保
 - (5)その他必要な施策

【市民等の役割(第5条)】＜努力義務＞

- 基本理念に係る理解を深め、市の施策に協力

【事業者の役割(第6条)】＜努力義務＞

- 基本理念に係る理解を深め、市の施策に協力。また、ろう者が利用しやすいサービス提供や働きやすい環境の整備

【意見の聴取(第8条)】＜努力義務＞

- 市は施策実施にあたり、ろう者、他関係者の意見を聴き、意見を尊重